

一般質問通告書

通告順番 1 番
 通告者 豊瀬 和久 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 新生児聴覚検査費用への助成について	<p>(1) 新生児聴覚検査は、先天性難聴の早期発見に有効として国が推奨しているが、検査を受けるかどうかは任意となっている。平均5000円ほどの検査費負担もあり、新生児の約2割が検査を受けていない状況である。国は全ての新生児の聴覚検査の実施に向けて、全国の自治体に積極的な公費助成を求めているが、本町にはこの助成制度がない。早期に発見して適切な療育を受ければ、言葉の発達への影響を最小限に抑えることができる。新生児の先天性聴覚障がい早期に発見し、療育を推進するため、新生児聴覚検査の重要性を周知するとともに、検査に対する費用の助成を行うべきではないか。</p> <p>(2) 子どもが難聴と診断された場合、難聴児の保護者が早期に総合的な支援を受けられる体制をつくるべきではないか。</p>	町 長
2. 高齢者のごみ出し支援について	<p>(1) 大きなごみ袋や新聞の束を集積所まで運ぶのは、足腰が弱い高齢者にとってはひと苦勞である。環境省は、自治体などが高齢者宅まで出向いてごみの収集を行う「ごみ出し支援」制度の拡充をめざし、今年度からモデル事業を実施する。先行する自治体の取り組みや、国の動き等を参考にして、本町もごみ出し支援を制度化すべきではないか。</p>	町 長

一般質問通告書

通告順番 1 番

通告者 豊瀬 和久 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>3. 公共トイレの整備に取り組むための基本方針の策定及び、公園や公共施設のバリアフリーマップについて</p>	<p>(1) 共生社会の実現をめざし、誰もが利用しやすい公共トイレの整備に取り組むとともに、老朽化が進んだ公共トイレは、今後、維持管理のためのコストが増えることが予想されるが、予防保全を実施するとともに、清掃等については業務委託の包括化など管理体制を見直しコストの縮減を図るなど公共トイレの整備に取り組むための基本方針を策定すべきではないか。</p> <p>(2) 公園や公共施設には子育て世代、高齢者、障がい者などあらゆる人が訪れます。どこの公園に、どのようなトイレがあるかを知らせることは重要であり、観光客にとっても役立つ情報です。すべての人が性差や障がいにかかわらず快適に使えるように、車いすやオストメイト（人工肛門などの装着者）対応、おむつ替えシート付きなど、各施設のトイレがどんな利用者に対応しているか等の情報を掲載した公園や公共施設のバリアフリーマップを作成して町のホームページに掲載するべきではないか。</p>	<p>町 長</p>

一般質問通告書

通告順番 2 番

通告者 山本 富二夫 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 大津町総合体育館について	<p>(1) 先月8月9日のテレビ番組の企画で、大津町も後援して頂いた大津町総合体育館でのイベントが全国に放映されて、素晴らしい宣伝となった。そこで今後の総合体育館の方向性を聞きたい。</p> <p>①防災・災害避難所としてを優先か、イベント等を優先するのか。</p> <p>②避難所使用時には冷暖房設備の必要性を感じるが、現状で良いか。</p> <p>③益城町と菊陽町に新しく総合体育館が建設及び計画予定である。両体育館と大会誘致でバッティングすると思うが、それに向けての対策は講じているのか。</p> <p>④観客席とそれに伴う椅子など設備の対策は万全か。</p> <p>⑤各種団体の誘致とスポーツコミッションとの連携はどう考えているのか。</p>	町 長 教 育 長

一般質問通告書

通告順番 2 番

通告者 山本 富二夫 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
2. 大津町特産品のからいも等について	<p>(2) 今の大津町からいも生産農家の所得は平川の農家のからいもに対する思いからだ。このからいもで、農家はからいも専業だけでも生活の向上が図れるのかという思いの中から、どういう品種・設備が必要かを研究して、今のからいもの品種と貯蔵庫が完成した。また、貯蔵庫を利用することで一年を通した安定的な出荷体制ができ、生産農家の所得向上を今にもたらした。</p> <p>①からいもが大津町の特産品になったのかを、歴史を踏まえて町民の皆様に更にアピールしていくべきではないか。</p> <p>②町北部にはからいもの安定的な出荷の為の、大規模なからいも貯蔵庫があるが、その他の地区に建設計画は考えていないか。</p> <p>③後継者育成のための町の取り組み方は、図られているのか。</p> <p>④からいもの6次産業化への取り組みはどうなっているのか。</p> <p>⑤大津町と同様のからいも生産地の西原村と協力して、からいもの新品種開発および販売促進に取り組んではどうか。</p>	町 長

一般質問通告書

通告順番 3 番
 通告者 荒木 俊彦 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 熊本地震被災者の安心支援	<p>(1) 熊本地震から3年4ヶ月経過、被災者の苦労、不安への対応は万全であるか。次の災害に備える検証を。</p> <p>① 仮設避難者の住まいの安心の状況。</p> <p>② 住宅被災者への被害認定の検証はなされているか。熊本市の認定基準と他自治体の基準が不公平であったと聞いている。何がどう違うのか。</p> <p>③ 2次調査希望とその後の判定の引き上げについて（特に一部損壊から半壊以上）、被災自治体別の実態は検証されたか。</p> <p>④ 一部損壊住宅の経済的負担などへの支援が必要ではないか。復興基金他の財源で被災者への支援を。</p>	町 長
2. 介護保険と高齢者の予防	<p>(1) 介護保険の制度は国家による、詐欺だとも言われている。社会保障なのに保険料は上がり続け、自己負担も増え続け、サービスは後退している。保障導入時、月3,000円負担すれば介護、老後の安心と言われてきた。制度をつくる国に対して、きつく意見を述べるべきではないか。</p> <p>(2) 制度自体は必要だと思うが、高齢者の立場にたった運営を求めたい。</p> <p>① 介護認定率の推移はどうか。認定に対して、利用率の推移はどうか。</p> <p>② 介護住宅改修、用品補助は重度化予防と利用者の安心につながると考えるが、利用率の推移はどうか。</p>	町 長

一般質問通告書

通告順番 4 番
 通告者 山部 良二 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 大津町地域防災について	<p>(1) 地域性を考慮した総合的な（流域治水）治水対策の取り組み等について6点伺う。</p> <p>① 大津北小学校近くの平川に堆積土砂がある。流下能力が低下しているのではないか。撤去を検討するべきでは。</p> <p>② 仮宿地区ため池ハザードマップにおいて、大津北小学校や住居が浸水想定されている。ため池の耐震性確認、対策等は。</p> <p>③ 大津東小学校が、洪水浸水想定区域内にあるとともに、土砂災害特別警戒区域に隣接している。対策や避難経路の住民への周知徹底や確認は。</p> <p>④ 肥後大津駅や役場の背面の住宅地が土砂災害特別警戒区域に指定されている。対策や住民への周知等は。</p> <p>⑤ 「地先の安全度」と「地域の知恵」を結集して、何があっても子どもたちも含めた命を守る仕組み「まちづくり治水」が必要ではないか。</p> <p>⑥ 地域防災力活動支援事業補助金は今年度までと思うが、継続が必要ではないか。</p>	町 長 教 育 長

一般質問通告書

通告順番 4 番

通告者 山部 良二 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>2. ひきこもり支援対策（生活困窮者自立支援制度に基づいた就労準備支援事業）について問う</p>	<p>（1）現在、ひきこもりの長期、高齢化による「8050問題」が社会問題になっているが、本町の対策や取り組みを伺う。</p> <p>① ひきこもり状態にありそうな世帯数は。相談件数は。</p> <p>② 脱ひきこもり対策はあるか。</p>	町 長
<p>3. 主要農作物種子条例について問う</p>	<p>（1）現在、種子法廃止後に種子の開発、生産等を奨励する条例を独自に制定したのは11都道府県であるが、熊本県でも条例が必要ではないか。町長の見解を伺う。</p> <p>（2）大津町の食と農の安全性について町長の見解を伺う。</p>	町 長

一般質問通告書

通告順番 5 番
 通告者 金田 英樹 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>1. 企業立地促進助成制度を活用した温泉施設誘致</p>	<p>(1) 工場等に限定されている「大津町工場等振興奨励補助金」の対象へ温泉施設を加える、あるいは新規の立地促進助成制度を設けることで、民間の温泉施設誘致を推進する考えはないか。</p> <p>背景として、①熊本地震によって町唯一の一般温泉施設が閉館したこと、②全体人口および高齢者の増加によって福祉面からも住民ニーズが増加していること、③町のスポーツ文化コミッションの立ち上げなど観光の取組みが加速していることが挙げられる。</p> <p>町の後押しによって民間開発を刺激することで、入湯税をはじめとした税収や雇用の増加、さらに町民の生活環境向上や健康増進、観光・宿泊等における地域資源との相乗効果を共創・共栄で創出することを狙う。</p> <p>以上を踏まえ、次の項目について町長の考えを問う。</p> <p>①温泉誘致による本町の生活環境向上や健康増進、および観光・宿泊環境向上の可能性</p> <p>②事業者からみた本町の経営環境と魅力</p> <p>③助成の合理性・妥当性、および助成額回収・税収増の公算</p>	<p>町 長</p>

一般質問通告書

通告順番 5 番
 通告者 金田 英樹 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>2. 軽度認知障害（MCI）を中核とした認知症対策</p>	<p>(1) 日本の認知症患者数は約462万人で、認知症の前段階とされる軽度認知障害（MCI）を加えると862万人。さらに、2025年には認知症患者数だけでも700万人前後に達し、65歳以上の約5人に1人を占める見込みである。したがって、認知症患者にとってもより豊かで持続可能な社会に向けて、共生と予防の基盤づくりを今から強力に進める必要がある。</p> <p>認知症予防・治療は発見・対応が早いほど有効性が高まるが、広義の「理解不足」が早期対応の大きな阻害要因の一つである。また、依然として超早期とも言えるMCIは名称の認知度すら低い。</p> <p>共生の環境を整えることは前提として、軽度認知障害（MCI）への「選択と集中」による啓発を徹底し、さらに診断・治療に至る実効策として検査・受診へのインセンティブ（チェックシート返送者への地域振興券発行等）の付与をすることで早期発見から治療へ確実に繋げる考えはないか。</p> <p>以上を踏まえ、次の項目について町長の考えを問う。</p> <p>①本町における認知症認定者数、および医療・介護費用の現在・将来推計</p> <p>②本町における認知症関連取り組み、および計画</p> <p>③認知症ケアパス（冊子版）改善の必要性</p> <p>④MCIへの「選択と集中」を起点とした取り組みの推進</p> <p>⑤インセンティブ設定による検査・受診の推進</p>	<p>町 長</p>

一般質問通告書

通告順番 6 番
 通告者 三宮 美香 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 町内の県道の整備・管理の状況は	<p>(1) 町内の県道の整備・管理について</p> <p>① 地域から要望を出しているのに対応が進まず困っていると聞く。県道の中には児童生徒の通学路もあり、保護者も心配されている。町から県への申請はされていても県の対応がいつまでもされない場合、困った状態、危険な状態が解消されず延々と続くことになるが、町としてどう考えているのか。</p> <p>②また逆に、地震の後から車の通行量が増えた町道は、町として対応するよりも県道に格上げし、県の予算で対応してもらいたいと思うがどう考えるか。</p>	町 長
2. 町内の小中学校のスクールバス運用について	<p>(1) 町内の小中学校のスクールバスを利用できる基準、路線バスの補助などにバラつきがある。学校の統廃合により条件付きで基準が変えられている。そうすると、〇〇学校ではバス利用ができ、△△学校では利用できないというということが出てくる。利用基準の見直しと定期的な確認が必要ではないか。</p>	教 育 長

一般質問通告書

通告順番 6 番

通告者 三宮 美香 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>3. こども食堂に対する考え方と支援について</p>	<p>(1) 地域の住民が子どもたちに食事を提供する「こども食堂」が急速に増えている。大津町にも子ども食堂という名前ではないが、同じ趣旨の活動をされている団体や個人がある。全国的に見て子ども食堂は、子どもの貧困対策だけでなく、地域住民が集まる拠点づくりという二本柱で運営されているケースが多い。地域で住民交流が活発に行われているところでは、医療や介護などの社会コストが下がるというデータが出始めているようだ。</p> <p>北九州市では行政に子ども食堂担当課があり連携している。</p> <p>熊本でもこども食堂シンポジウムやサミットなどが開催されており、こども食堂を各小学校区に1つ作ろうという方向で進んでいる。</p> <p>今後、大津町でも子ども食堂に対する支援をする考えはないか。</p>	<p>町 長</p>

一般質問通告書

通告順番 7 番
 通告者 坂本 典光 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 共助と社協の重要さ	<p>(1) 国レベルで見れば国民一人ひとりが目標を持ち、お互いに競い合いながら必死に仕事をするべきである。しかし地方自治体はできうる限り弱者救済に力を注ぐべきである。</p> <p>①70歳以上、75歳以上の高齢者の生活について生活していけるだけの収入があるか調査しているか。その中で一人暮らしの方の収入、身体の具合、生活の様子などを調べているか。</p> <p>②地域福祉を推進するために社会福祉協議会がある。本来共助は協議会が中心になって行うべきではないだろうか。社協は地域の世帯から年間500円寄付をもらっている。町民主体の協議会である。町は協議会に事務費等の金銭支援をしているが自立して運営できるように力を貸すべきではないか。例えば寄付金の値上げ、学童保育の指定管理に参加させるなど。</p>	町 長
2. 現在の日韓関係と日台関係が今後どうなるかの見通しと大津町に与える影響	<p>(1) 「冬のソナタ」「チャングムの誓い」のころ日韓は割と親密であった。大津町でも適当な都市と友好都市宣言をしようかという雰囲気であった。今は真逆である。台湾とは元々友好である。先を予測し大津町の農、工、商に与える影響を考察するものである。</p>	町 長

一般質問通告書

通告順番 7 番
 通告者 坂本 典光 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>3. 暮らし相談について</p>	<p>(1) 今年度から町で「暮らし相談」がはじまった。</p> <p>①いままで何件の相談があったか。どのような内容か。</p> <p>②話を聞いてもらってスッキリしただけでは相談にならない。解決に繋がらないと人件費が無駄になる。</p>	<p>町 長</p>
<p>4. 高齢者スポーツアンドレクレーションクラブの設立について</p>	<p>(1) 高齢者が同年代の人たちと一緒にスポーツを楽しむクラブのことである。卓球、テニス、ボーリング、ゴルフ、グランドゴルフ、山登りなど。クラブおおづのように、会員ならばどこに参加してもよいとすれば、楽しさが倍増する。囲碁、将棋、マーじゃんなどがあってもよい。「健康づくり」に良く、健康保険の低減にもつながる。</p>	<p>町 長 教 育 長</p>

一般質問通告書

通告順番 8 番

通告者 佐藤 真二 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. R P A（業務手順の自動化）の導入・検討の進捗状況について	<p>(1) スマート自治体の実現に向けた動きが始まっている。その中核的な役割を果たすR P Aはすでに近隣の自治体でも事例が報告されている。町でも、必要な業務について出来ることから始めていくことが求められるのではないか。</p> <p>①R P Aの必要性と効果についてどう評価しているか。</p> <p>②導入の前提としての、業務の棚卸しや標準化・適法化はできているか。</p> <p>③現在の導入事例および検討状況はどうか。</p> <p>④今後の具体的にどう取り組む予定か。</p>	町 長

一般質問通告書

通告順番 9 番

通告者 永田 和彦 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 消費増税と社会保障制度について	<p>(1) 「消費税法」は地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものであり、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」にて世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることが明記されている。参院選後に先送りしていた社会保障制度改革をめぐり、政府は集中的に議論するための新たな会議を設ける方向で検討していて、厚生労働省は年金の給付見通しを示す5年に1度の財政検証を公表する方針で、来年の通常国会に年金制度改革関連法案を提出する予定である。国は医療や介護分野についても議論を加速させ、超高齢社会を背景に、消費増税による負担増という痛みを伴う改革にでたのである。町として今回の消費税10%に対する説明責任は重要で、町民の理解を得る為、今後の方針や計画を丁寧に解りやすく公表しなければならない。</p>	町 長

一般質問通告書

通告順番 9 番

通告者 永田 和彦 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
2. 町政運営と議員発議について	<p>(1) 文教厚生常任委員会から委員会発議として、「教育、保育施設の改修等による環境整備及び維持管理に関する決議」が提出された。この委員会決議案の問題点は地方自治法第112条第一項、普通地方公共団体の議会の議員は議会の議決すべき事件につき議会に議案を提出することができる。ただし、予算についてはこの限りでない。この法令の解釈は重要で、要望の1、すでに再生整備計画が策定されている大津中学校大津南小学校については直ちに抜本的な改修等整備に着手すること。とあり「直ちに抜本的な改修等整備に着手」とは拡大解釈の余地が大きく年度計画及び予算に大きく関係するものである。</p> <p>また討論においては、委員長報告にて議員各位の理解を得る為の情報を公表せず、この時点で教育委員会さえ認知しないケガの事例をパフォーマンス交じりで発言し、発議は権利だから正当性があり議員必携に書いてある。などと説明不足を権利で覆うこと自体、情報操作による悪意とも取られ議会運営及び議決権の乱用に該当すると考えるが賛成多数で議決に及んだ。町長はこの発議に対し反論や弁明発言できず事実確認に至らないまま議決に至る危険性に対し、明確なる対処姿勢を示さねばならない。</p>	町 長